

神戸市水道局契約規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第33号

神戸市水道局契約規程等の一部を改正する規程

(神戸市水道局契約規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局契約規程(昭和39年4月水道管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(工事の請負契約に係る検査員の指定の特例) 第45条の2 [略] 2 前項に規定する場合において、その契約金額が250万円を超え管理者の定める額未満の土木工事の請負契約であるときは、要求課長は、 <u>経営企画課課長(出納・契約担当)</u> 又は経営企画課長により選定された者のうちから検査員を指定しなければならない。	(工事の請負契約に係る検査員の指定の特例) 第45条の2 [略] 2 前項に規定する場合において、その契約金額が250万円を超え管理者の定める額未満の土木工事の請負契約であるときは、要求課長は、経営企画課長により選定された者のうちから検査員を指定しなければならない。

(神戸市水道局契約事務取扱規程の一部改正)

第2条 神戸市水道局契約事務取扱規程（昭和40年5月水道管理規程第5号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(契約要求のための準備)</p> <p>第4条 契約要求課長（経営企画課に対し契約要求手続きを行う課長（<u>神戸市水道局公文書管理規程（平成14年3月神戸市水道管理規程第12号）</u>第3条第4号に規定する所管課長を含む。）。以下「要求課長」という。）は、契約要求を行う場合においては事前調査を行い、契約内容の変更を生ぜしめないよう努めなければならない。</p>	<p>(契約要求のための準備)</p> <p>第4条 契約要求課長（経営企画課に対し契約要求手続きを行う課長（<u>神戸市水道局公文書管理規程（平成14年3月神戸市水道管理規程第12号）</u>第3条第4号に規定する所管課長をいう。）及び担当課長。以下「要求課長」という。）は、契約要求を行う場合においては事前調査を行い、契約内容の変更を生ぜしめないよう努めなければならない。</p>
<p>(契約台帳等の作成)</p> <p>第15条 <u>経営企画課課長（出納・契約担当）</u>（以下「課長（出納・契約担当）」という。）又は経営企画課長は、工事・製造請負契約台帳を作成して、契約施行の経過を明らかにし</p>	<p>(契約台帳等の作成)</p> <p>第15条 経営企画課長は、工事・製造請負契約台帳を作成して、契約施行の経過を明らかにし</p>

なければならない。

(指名競争入札参加資格者名簿)

第18条 課長(出納・契約担当)又は  
経営企画課長は、水道事業管理者  
(以下「管理者」という。)の決議  
を経て神戸市水道局契約規程(昭和  
39年4月神戸市水道管理規程第9  
号。以下「契約規程」という。)第  
5条の規定による指名競争入札に参  
加する者の資格の認定を行い、か  
つ、これに基づいて指名競争入札参  
加資格者名簿(以下「指名簿」とい  
う。)を作成しなければならない。

(契約手続きの執行)

第23条 課長(出納・契約担当)又は  
経営企画課長は、一般競争入札によ  
り契約を締結しようとするときは、  
第8条の定めるところにより、要求  
課長より送付された工事・製造請負  
契約要求書に基づき、契約決議書に  
所定の事項を記入のうえ、契約手続  
執行の決裁を経て行わなければならない。

2 課長(出納・契約担当)又は経営  
企画課長は、指名競争入札により契  
約を締結しようとするときは、指名  
簿に登載されている者のうちから契  
約の目的又は性質に応じ、特別の理  
由がある場合を除くほか5人以上の

(指名競争入札参加資格者名簿)

第18条 経営企画課長は、水道事業管  
理者(以下「管理者」という。)の決  
議を経て神戸市水道局契約規程(昭和  
39年4月神戸市水道管理規程第9号。  
以下「契約規程」という。)第5条の  
規定による指名競争入札に参加する者  
の資格の認定を行い、かつ、これに基  
づいて指名競争入札参加資格者名簿  
(以下「指名簿」という。)を作成し  
なければならない。

(契約手続きの執行)

第23条 経営企画課長は、一般競争入  
札により契約を締結しようとするとき  
は、第8条の定めるところにより、要  
求課長より送付された工事・製造請負  
契約要求書に基づき、契約決議書に所  
定の事項を記入のうえ、契約手続執行  
の決裁を経て行わなければならない。

2 経営企画課長は、指名競争入札によ  
り契約を締結しようとするときは、  
指名簿に登載されている者のうちから  
契約の目的又は性質に応じ、特別の理  
由がある場合を除くほか5人以上の参  
加者を指名してその者の氏名その他所

参加者を指名してその者の氏名その他所定の事項を契約決議書に記入のうえ決裁を経て行わなければならない。

3 課長（出納・契約担当）又は経営企画課長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の相手方の氏名その他所定の事項を契約決議書に記入のうえ決裁を経て行わなければならない。ただし、注文書により決裁を経る場合は、これによらないことができる。

4 [略]

（予定価格決議書）

第24条 課長（出納・契約担当）又は経営企画課長は、設計金額通知書に基づき予定価格決議書（最低制限価格を設ける場合にあつては最低制限価格を記入する。）を作成し、極秘扱いのうえ開札のときに開札の場所に備えなければならない。

（契約の通知）

第25条 課長（出納・契約担当）又は経営企画課長は、工事又は製造の請負契約を締結したときは、工事・製造請負契約決定通知書を当該契約の要求課へ、すみやかに送付しなければならない。

2 課長（出納・契約担当）又は経営

定の事項を契約決議書に記入のうえ決裁を経て行わなければならない。

3 経営企画課長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の相手方の氏名その他所定の事項を契約決議書に記入のうえ決裁を経て行わなければならない。ただし、注文書により決裁を経る場合は、これによらないことができる。

4 [略]

（予定価格決議書）

第24条 経営企画課長は、設計金額通知書に基づき予定価格決議書（最低制限価格を設ける場合にあつては最低制限価格を記入する。）を作成し、極秘扱いのうえ開札のときに開札の場所に備えなければならない。

（契約の通知）

第25条 経営企画課長は、工事又は製造の請負契約を締結したときは、工事・製造請負契約決定通知書を当該契約の要求課へ、すみやかに送付しなければならない。

2 経営企画課長は、工事又は製造の

企画課長は、工事又は製造の請負の変更契約を締結したときは、工事・製造請負契約変更決定通知書を当該契約の要求課へ、すみやかに送付しなければならない。

(契約の通知)

第28条 課長（出納・契約担当）又は経営企画課長は、物品購入の契約を締結したときは、注文書の契約通知書を納入する課又は事業所へ送付しなければならない。

(不用品売却契約の手続)

第32条 課長（出納・契約担当）又は経営企画課長は、不用品の売却の契約を締結したときは、不用品売却決定通知書を要求課へ送付しなければならない。

(検査の結果通知)

第34条の2 要求課長は、工事の施行中において工事成績が不良と認める場合は、そのつど課長（出納・契約担当）又は経営企画課長に報告しなければならない。

(検査の中止)

第37条 検査員は、適正な検査ができないと認めるときは、検査を中止するとともに、直ちに要求課長及び課長（出納・契約担当）又は経営企画課長に報告するものとする。

請負の変更契約を締結したときは、工事・製造請負契約変更決定通知書を当該契約の要求課へ、すみやかに送付しなければならない。

(契約の通知)

第28条 経営企画課長は、物品購入の契約を締結したときは、注文書の契約通知書を納入する課又は事業所へ送付しなければならない。

(不用品売却契約の手続)

第32条 経営企画課長は、不用品の売却の契約を締結したときは、不用品売却決定通知書を要求課へ送付しなければならない。

(検査の結果通知)

第34条の2 要求課長は、工事の施行中において工事成績が不良と認める場合は、そのつど経営企画課長に報告しなければならない。

(検査の中止)

第37条 検査員は、適正な検査ができないと認めるときは、検査を中止するとともに、直ちに要求課長及び経営企画課長に報告するものとする。

(検査報告書)

第39条 [略]

2 要求課は、検査員よりそれぞれの検査報告書を受け取ったときは、専決規程に定める工事施行の決裁区分に従って供覧を経た後保管しなければならない。ただし、副局長及び課長（出納・契約担当）又は経営企画課長への供覧は不要とする。

3、4 [略]

(物品検収員)

第47条の2 物品検収員は、検査ごとに各課長（神戸市水道局公文書管理規程第3条第4号に規定する所管課長を含む。）が所属職員のうちより指定するものとする。

(検査報告書)

第39条 [略]

2 要求課は、検査員よりそれぞれの検査報告書を受け取ったときは、専決規程に定める工事施行の決裁区分に従って供覧を経た後保管しなければならない。ただし、副局長及び経営企画課長への供覧は不要とする。

3、4 [略]

(物品検収員)

第47条の2 物品検収員は、検査ごとに各課長（神戸市水道局公文書管理規程第3条第4号に規定する所管課長をいう。）又は担当課長が所属職員のうちより指定するものとする。

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。